

第4章. 景観計画区域における行為の制限

美濃市らしい景観形成を実現するため、美濃市全域にあたる景観計画区域での建築行為、開発行為について、下記事項に関して着手前に届出が必要です。

①基本的な考え方

彩度の高い色彩の大規模な建築物などが、自然景観や歴史・文化的景観などに大きな影響を及ぼすことが懸念されます。大規模建築物（工場、大型店舗など）は地域のシンボルとなり、特にその色彩は人々に強く印象づけられるため、大規模建築物に対して客観的かつ明示的な基準を設け、色彩のコントロールを図ります。

②届出対象行為

届出が必要な行為は次の通りです。

- 延べ床面積 500 m²以上の大規模建築物、工作物等
- 開発行為として開発区域 1,000 m²以上の開発

※美濃市環境保全に関する条例（第8条）において開発行為を行う場合は市長の同意が必要であり、これまでの市条例との整合を図ることから上記の規模を定めています。

③行為の制限

○大規模建築物の色彩制限

大規模建築物の色彩は、以下の色彩基準に適合することとします。

ただし、彩度の高い色をアクセント的に使用する場合は、外部から見える壁面面積の5%程度までとします。また、自然素材そのものの色彩は除きます。

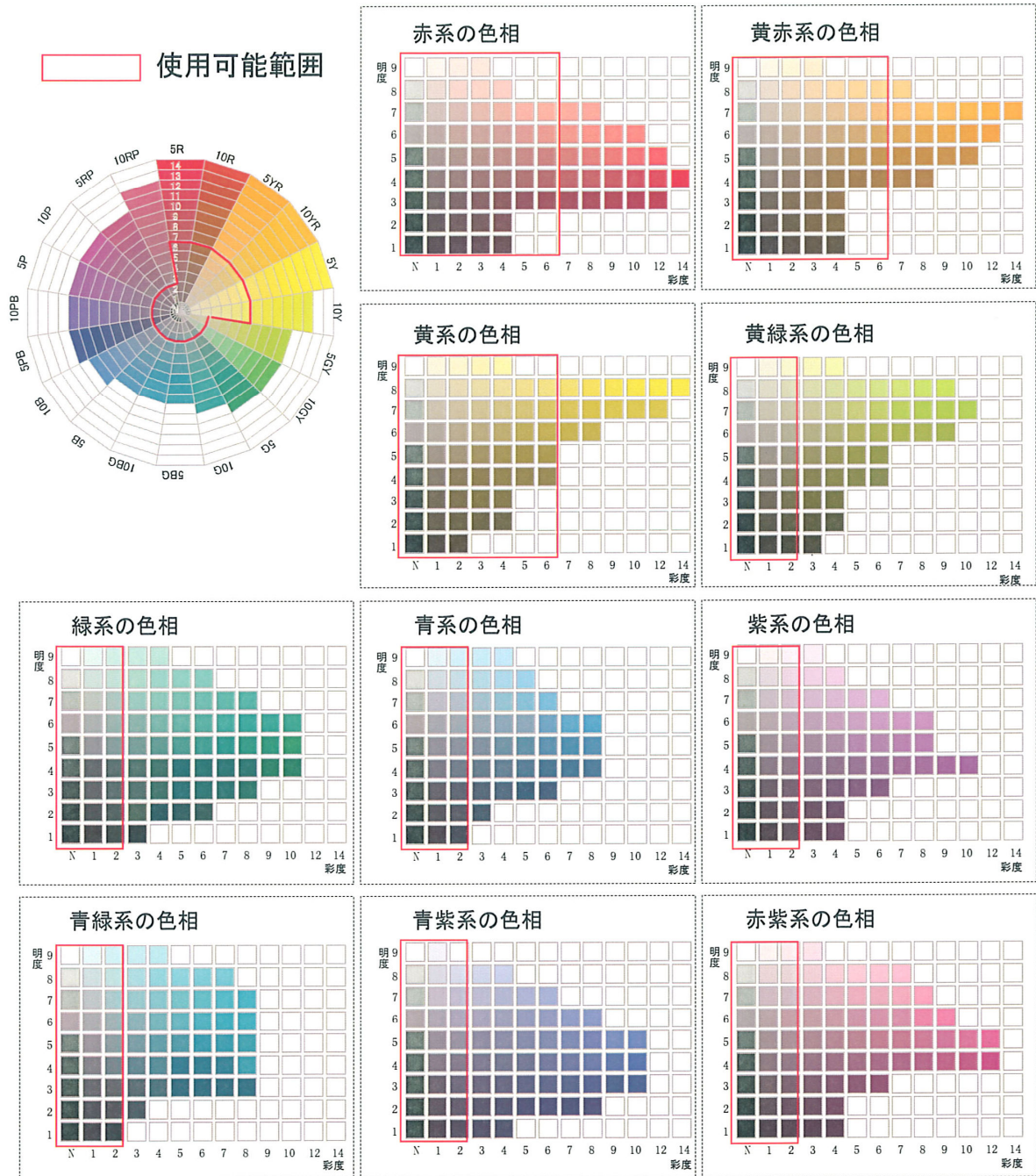
使用する色相	明 度	彩 度
R（赤系）、YR（黄赤系）、Y（黄系）	—	彩度6以下
その他	—	彩度2以下

なお、N（無彩色）については1～9の範囲とします。

※色彩の範囲はP.20、色彩基準の見方はP.21参照して下さい。

④大規模建築物の色彩基準

美濃市全域における大規模建築物の色彩基準は、次の範囲内に限ります。



印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

色彩基準の見方

マンセル表色系ではひとつの色彩を色相、明度、彩度という3つの要素の組み合わせによって表現しています。色相、明度、彩度とは次のように定義されています。

色相

赤 (R)・黄 (Y)・緑 (G)・青 (B)・紫 (P) の5つの基本色相と黄赤 (YR)・黄緑 (GY)・青緑 (BG)・青紫 (PB)・赤紫 (RP) の5つの中間色相があり、各色相に0～10の目盛りが付けられます。色相とは赤や青や黄といった「色合い」を表します。

明度

色の「明るさ (明暗)」の要素が明度です。明度が最大の場合は白、最も暗くなると黒になります。黒を0、白を10で表し、色相に関係なく比較する明るさの度合いです。

彩度

色の「鮮やかさ」の度合いを表します。色合いの強弱のことで、彩度が高ければより鮮やかに、低ければ濁った色 (グレー) になります。色相の中で最も彩度の高い色のことを純色、無彩色を0として、純色と混合して純色成分の比率を上げていくと色はだんだん鮮やかになります。また、色相・明度によって彩度の上限は異なります。

